

8月1日から 保険証などが新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得などに応じて、後期高齢者（75歳以上）が「3割」と「1割」、前期高齢者（70～74歳）が「3割」と「2割」と、被保険者ごとに異なります。

このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証などの更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期限を、今一度、ご確認ください。

また、有効期限の切れた保険証などは、窓口サービス課や上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターへご返却いただくか、住所や氏名などの個人情報分からないようにして処分してください。

国民健康保険

▶70歳から74歳の加入者に新しい高齢受給者証を郵送

市は、70歳から74歳までの国民健康保険の加入者に、新しい高齢受給者証を、7月中旬に郵送します。負担割合は「3割」と「2割」になっていますが、昭和19年4月1日以前生まれの加入者で「2割」の対象者は、特例措置で「1割」となっています。

▶限度額適用認定証などの更新手続き ～8月1日から～

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、印鑑・保険証・現在の認定証を持参し、窓口サービス課・各地域事務所・各市民サービスセンターで手続きをしてください。

なお、保険料の未納がある場合は更新することができません。

また、入院時食事代（一食260円）が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

問合せ 窓口サービス課国民健康保険グループ(☎47-8132)

後期高齢者医療制度

▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の新しい保険証（薄い緑色）を、7月中旬に簡易書留で郵送します。

また、市県民税非課税世帯の人には、入院時の食事代が減額され、窓口での支払いが所得に応じた負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」も同封します。

申請書が同封されている人は、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。



今年は薄い緑色

▶保険料額決定（変更）通知書を郵送

平成26年中の所得額が確定したことにより、平成27年度の後期高齢者医療保険料額が決定します。

保険料額決定（変更）通知書を7月中旬に郵送（6月以降に被保険者になった人には、8月以降に順次送付）します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」とそれぞれの所得に応じた「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額や所得割額は、世帯の所得や被保険者数などで、2～9割軽減されます。

$$\begin{matrix} \text{保険料} \\ \text{限度額57万円} \\ \text{(年額)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 41,840円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{所得} \times \text{所得割率} 7.99\% \end{matrix}$$

所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

問合せ 窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)

市老人医療費助成(垣老)

▶70・71歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度（垣老）の70・71歳対象者に、新しい受給者証交付のための更新申請書を、7月17日頃に郵送します。対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。

更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

■国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。



■健康保険協会、共済組合など国民健康保険以外に加入の人

更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。市老人医療費助成制度（垣老）の受給者証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

問合せ 窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)

8/1～

介護保険制度が変わります

～負担割合や基準額を一部変更～



●一定以上の所得がある人の利用者負担割合が「1割」から「2割」に変更

利用者負担割合が1割から2割になる人は、65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上（単身世帯で年金収入のみの場合は収入額が280万円以上）の人です。

ただし、年金収入以外の収入がある人で、「年金収入とその他の合計所得金額（※）の合計額」が、単身世帯で280万円未満、同一世帯の65歳以上の人々が2人以上の世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

※その他の合計所得＝合計所得金額から年

金の雑所得を除いた所得金額

●高額介護サービス費の基準額が一部変更

『高額介護サービス費』の住民税課税世帯の所得区分に、「現役並み所得者（※）」が新設され、該当する人の基準額が下表のとおり変わります（住民税非課税世帯、生活保護受給者などの区分に変更はありません）。

所得区分	基準額	
	7月まで	8月から
住民税課税世帯 (現役並み所得者※)	世帯で37,200円	世帯で44,400円
住民税課税世帯 (一般)		世帯で37,200円

※現役並み所得者＝同一世帯内に65歳以上で課税所得が145万円以上の人がある世帯。ただし、同一世帯の65歳以上の人の収入の合計額が単身世帯で383万円未満、2人以上の世帯で520万円未満の場合は、申請により「一般」区分の基準額となります

詳しくは、高齢介護課(☎47-7406)へ。

要介護・要支援の認定者全員に介護保険負担割合証を送付します

ご自身の利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。8月1日以降に介護保険サービスを利用する場合、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」の提示が必要です。